

(社)日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

個別財務諸表等の開示について

1. はじめに

国際会計基準（以下 IFRS）の採用機運が高まる中、我が国の一部にはこの機会を捉えて、個別財務諸表の大幅な簡素化、さらには廃止を要求する声がある。(社)日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、今後の個別財務諸表のあり方について検討し、以下のとおり意見を申し上げる。日本証券アナリスト協会はアナリスト教育試験制度を運営する非営利法人で、約 23,000 名の検定会員を擁する。

企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む 14 名の委員で構成され、国際会計基準審議会（以下 IASB）や企業会計基準委員会（以下 ASBJ）の公開草案に対して意見を表明するとともに、ASBJ や金融庁と意見交換を行っている。当意見書は、企業会計研究会の実務家委員 10 名に実際の個別財務諸表の利用法を聞いて、意見としてまとめたものである。

(1) 我が国における個別財務諸表の開示とその利用

我が国で連結財務諸表と並んで詳細な個別財務諸表が開示されているのは、諸外国に例を見ない伝統的に優れた制度であり、優れたものは温存されるべきである。個別財務諸表の有用性は、信用リスク分析と損益分岐点や限界利益の分析において特に顕著である。

信用リスク分析における個別財務諸表の有用性は、与信は単体の会社について実施されるので単体の財務諸表が必要という単純な事実に加えて、個別財務諸表の方が投資先などについての具体的な情報が豊富という点にある。この点に関して、我が国の財務諸表が連結中心になる以前の個別財務諸表の情報量は現在のものよりもはるかに多く、これを懐かしむ証券アナリストも数多い。

損益分岐点や限界利益の分析に関しては、製造原価明細書が個別財務諸表の注記にしかないため、仮に個別財務諸表が廃止されれば固定費と変動費の区別が付かず、分析は不可能になる。個別の製造原価明細書を廃止するのなら、連結における製造原価明細書もしくはそれを代替する情報が必要と考えている。

(2) 現在の個別財務諸表開示の問題点

持株会社化などによって、親会社情報の意味が乏しくなる場合があるのが問題である。さらに、意図的に企業構造を変えて、意味のある個別開示を逃れる様な例も散見される。企業分析を行うに当たり、従来の親会社情報の開示に加えて、連結総資産や連結売上高に占める比率の基準（例えば 40%以上など）によって、実質的な中核子会社の財務諸表の追加開示が必要なケースが増加している。

(3) IFRS 採用を視野に入れた個別財務諸表開示

我が国は IFRS 採用に向けてのロードマップを公開し、2010 年 3 月期から選択適用も認めている。世界的に一つの会計基準が用いられることは、財務諸表の比較可能性の飛躍的な向上を意味し、我々は基本的に IFRS の採用を支持する。IFRS は注記を含めると連結ベースの財務情報開示という点では、現在の日本基準よりも充実していると思われる。ただし、これは IFRS を採用すれば直ちに個別財務諸表が不要になることを意味しない。

なぜならば、IFRS と我が国の個別財務諸表の開示は、その根本的なアプローチが異なると考えられるからである。IFRS は固有情報（例：売掛金の相手先）の開示は弱いが、これをキャッシュフロー情報、時価情報、全体情報（例：貸し倒れの経年変化）によって補おうとしている様に思える。これに対して、我が国の個別財務諸表はキャッシュフロー情報や時価情報の不足を、固有情報で補おうとしている様に見える。財務諸表の利用者にとって、IFRS ベースの連結財務諸表と日本基準ベースの個別財務諸表の組み合わせは、企業を分析する上で最強のペアとも言えよう。

もちろん、IFRS の採用によって不要になる個別財務諸表の情報もありうる。例えば、IASB が検討している財務諸表の表示プロジェクトでは、セグメント・ベースでの性質別費用（例：人件費、原材料費）の開示が提案される模様である。これが実際に開示されれば、製造原価明細書がなくても、損益分岐点や限界利益の分析が可能になると考えられる。

ただし、IFRS は現在、米国との MOU プロジェクトに向けて、2011 年半ばを開発目標として大幅な改善作業の途上にある。予定どおりに開発されたとしても、適用時期は 2014～15 年頃になる見込みである。この時期は、我が国が IFRS を採用した場合の強制適用の見込み時期とも重なる。実際に IFRS を採用するかどうかは未定であり、仮に採用を決めた場合でも、その内容がどのようなものになるか不明な点の多い段階で、個別財務諸表の大幅簡素化やさらには廃止を議論するのは時期尚早である。強制適用後、数年を経て IFRS による企業分析に十分習熟した段階で、個別財務諸表の必要性について、存続の有無も含めて検討すべきであろう。

以下、現行の個別財務諸表をベースに、利用者がどのような情報を重視しているのか、どのような項目が今後も継続的に開示されるべきと考えているのかについて述べる。

2. 貸借対照表

(1) 流動資産

【現金及び預金】（次ページ表 1 参照）

キャッシュフロー算出の出発点であり、この金額が解らないと手元流動性が算出できない。また、グループ内の資金移動が自由とは限らないため、純粋持株会社、子会社（特に海外子会社）の利益貢献の大きい会社では、流動性の分析に個別企業レベルの情報が極めて重要である。連結、個別はもちろん、親会社が純粋持株会社の場合には中核子会社も含めて、3 つの貸借対照表の全てで同様に開示される必要度が非常に高いと考えられる。

表 1 貸借対照表・開示項目の必要度 (1)

I 流動資産	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
現金及び預金	5	5	4
受取手形	4	4	3
売掛金	4	4	3
リース債権	3	3	4
リース投資資産	3	3	4
有価証券	5	5	4
商品	4	4	5
製品	4	4	5
半製品	4	4	5
原材料	4	4	5
仕掛品	4	4	5
貯蔵品	3	4	5
前渡金	4	4	4
前払費用	4	4	4
繰延税金資産	5	4	3
未収収益	2	2	2
株主、役員又は従業員に対する短期債権	1	2	2
短期貸付金	4	5	3
未収入金	2	2	2

注 1：数字が大きいほど必要度が高い。

注 2：網掛けは個別財務諸表に固有の開示項目。

連結財務諸表では集約されているものを含む。

注 3：各項目の下にある「貸倒引当金」欄は省略した。

【受取手形】【売掛金】（表 1 参照）

運転資金の把握に必須の項目であり、キャッシュフロー分析には欠かせない。売上高に対する売上債権のサイトを経年比較すれば、売上の中身の変化も把握できる。連結と中核子会社の比較・要因分解に使うため、連結、個別、中核子会社の 3 つの貸借対照表の全てで開示の必要度は高いと考えられる。なお、手形の流通量の減少が明確に確認できれば、「受取手形」と「売掛金」を合わせた「売上債権」1 本の開示でも良いという声があった。

【リース債権】【リース投資資産】（表 1 参照）

リース債権は金融債権であり、単体の信用リスク分析に欠かせない項目のため、個別貸借対照表で開示の継続が必要である。また、リース債権に限らず、売掛金に割賦売掛金が含まれる場合など、現在の開示では資本構成の分析が不十分になっている。

【有価証券】（表 1 参照）

「現金及び預金」と合わせた手元流動性の一部と見て、流動性の分析に利用しており、開示の必要度は高い。一般的には親会社が有価証券の投資をコントロールしているため、

個別貸借対照表での開示の継続は当然と考えられる。

【商品】【製品】【半製品】【原材料】【仕掛品】【貯蔵品】（3 ページ表 1 参照）

製造業では、棚卸資産がどの段階で滞留しているかの把握が、経営内容を外部から分析する際の重要な判断基準になっている。棚卸資産の内訳開示がなくなると、在庫増減の理由が外部から判断し難くなる。また、「商品」在庫が多いと市況変動の影響がすぐに評価損へ反映されるが、「半製品」が多いと必ずしもそうならないなど、在庫評価損のリスク測定にも利用されている。このため、「棚卸資産」1 本の開示よりも、現行の細分化された開示の方が企業分析に役立つ情報量がはるかに多いと考えられる。

親会社が製造して子会社が販売している様な例では、連結と個別の在庫水準の変化を比較すれば、先行きの収益変化を予想できる場合がある。純粋持株会社も増えており、連結、中核子会社でも、個別貸借対照表と同じ項目を開示する必要度は高いと考えられる。

【前渡金】【前払費用】（3 ページ表 1 参照）

この両項目から、キャッシュフローの状況と所属する業界の事業慣習が推察できる。また、「前渡金」と「前払費用」は背景にある契約の内容が大きく異なるため、両者を一括した項目で開示するとミスリードの危険性がある。棚卸資産と同様に、連結、中核子会社でも、個別貸借対照表と同じ項目を開示する必要度は高いと考えられる。

【繰延税金資産】（3 ページ表 1、次ページ表 2 参照）

繰越欠損金を含む繰延税金に関連した純損益の内容や資本構成の分析には、連結納税制度の採用如何を問わず、個別企業の情報が重要な場合が少なくない。個別貸借対照表の開示がなくなると、主要グループ企業のリスク分析に支障が出ることも考えられる。

【株主、役員又は従業員に対する短期債権】【未収入金】（3 ページ表 1 参照）

両項目とも企業分析での利用度は低いが、「株主、役員又は従業員に対する短期債権」は株主、役員、従業員と会社の間にな不適切な取引がないかのチェック項目である。「未収入金」も、決算操作の有無を判断する際のチェック項目である。両項目の開示を止めた場合に、決算操作が可能になることを懸念する声があった。

【短期貸付金】（3 ページ表 1 参照）

単体の流動性を見るに当たって、短期金融負債と短期金融資産のバランスを確認することがあり、個別の短期貸付金を把握する必要がある。持株会社がキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）の中心にある場合、短期貸付金（関係会社短期貸付金）が計上されるケースが多く、グループ内での資金移動がどの程度機能しているかを把握するためにも、3 つの貸借対照表の全てで開示は必要である。

(2) 固定資産

【有形固定資産】（次ページ表 2 参照）

個別貸借対照表にある 6 つの開示項目のうち、「建物」と「構築物」は連結貸借対照表と同様に「建物・構築物」へ集約しても特に問題はないであろう。企業行動を把握する上で有形固定資産の内訳のチェックは必要不可欠であり、「機械及び装置」「土地」「リース資産」

「建設仮勘定」の 4 項目については現行の開示を継続すべきと考えられる。

表 2 貸借対照表・開示項目の必要度 (2)

Ⅱ 固定資産	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
1 有形固定資産			
建物	5	3	5
構築物	5	3	5
機械及び装置	5	3	5
土地	5	3	5
リース資産	5	3	5
建設仮勘定	5	3	4
2 無形固定資産			
のれん	5	3	5
借地権	0	1	1
鉱業権	0	1	1
3 投資その他の資産			
投資有価証券	5	4	5
関係会社株式	1	5	4
関係会社社債	1	5	4
出資金	1	5	4
関係会社出資金	1	5	4
長期貸付金	5	4	4
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	1	2	2
関係会社長期貸付金	1	5	3
破産更生債権等	2	3	2
長期前払費用	4	3	3
繰延税金資産	5	4	4
投資不動産	4	4	4

注 1：数字が大きいほど必要度が高い。

注 2：網掛けは個別財務諸表に固有の開示項目。

連結財務諸表では集約されているものを含む。

注 3：各項目の下にある「貸倒引当金」「減価償却累計額」欄は省略した。

資産効率性の分析では、連結と中核子会社の間で比較・要因分解をするため、有形固定資産の各項目が、連結、個別、中核子会社の 3 つの貸借対照表で同様に開示されるべきであろう。例えば、親会社と中核子会社の製品が異なるメーカーなどでは、中核子会社の有形固定資産の増加から、生産能力の増強された製品が何かを容易に推定できることになる。

また、鉄道などの別記事業では、個別貸借対照表における有形固定資産などの開示が異なっており、業種の特性を理解する上では連結貸借対照表よりも有用なため、この様な開示は不可欠との意見があった。

【無形固定資産】（5 ページ表 2 参照）

「のれん」は資本の毀損リスクを見るのに必要不可欠な上に、事業（子会社）別の M&A 案件の検討で非常に重視する項目である。連結、単独、中核子会社の 3 つの貸借対照表で同様に開示されるべきであろう。「借地権」「鉱業権」は一見、企業分析での利用度が低い
が、資源、エネルギー関連の企業においては「有形固定資産」よりも重要な情報である。
開示を簡素化する場合、そういった業種に属する企業への配慮が必要であろう。

【投資その他の資産】（5 ページ表 2 参照）

信用リスクを見る上で、単体の「投資有価証券」と「長期貸付金」の金額を把握できることは極めて重要であり、連結貸借対照表での開示と同程度に必要度が高いと考えられる。

「関係会社株式」「関係会社社債」「関係会社出資金」は、グループ内の資源配分に加え、増資などが行われた場合に今後のリスクを予見するのに有効な項目である。信用リスク分析では、返済期限のある有利子負債で調達した資金が返済期限のないこれらの投資へ投入されていないかを確認するため、個別貸借対照表で「資本合計」と「関係会社株式」「関係会社出資金」のバランスを確認している。また、資本調達の多様化が進んでいるため、「出資金」の動向も把握する必要がある。

「関係会社長期貸付金」は、子会社に対する資金貸付け状況の把握に使われており、個別財務諸表での開示がなくなると、子会社の経営状態の変化に気付かない危険性がある。これら関係会社に係る項目については、個別貸借対照表での開示が無くなると、子会社や出資先との関係が把握できなくなると考えられる。

「株主、役員又は従業員に対する長期貸付金」は「株主、役員又は従業員に対する短期債権」と同様に企業分析での利用度は低い
が、開示を止めた場合、決算操作が可能になることを懸念する声があった。

「長期前払費用」は、企業によっては分析の際に「無形固定資産」と同様にみなしている項目である。

「破産更生債権等」「投資不動産」などは少額の場合は余り注目されないが、その発
生理由と金額の多寡によっては信用リスク分析で重視する項目である。バブル期には「投資不動産」の金額や増減額の大きさが、本業と無関係な事業への投資のチェック項目になっていた。

表 3 貸借対照表・開示項目の必要度 (3)

Ⅲ繰延資産	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
創立費	2	0	0
開業費	2	0	0
株式交付費	2	0	0
社債発行費	2	0	0
開発費	2	1	1
繰延資産合計	5	4	4

注：数字が大きいほど必要度が高い。

(3) 繰延資産（表 3 参照）

繰延資産の内訳に関しては、企業分析での利用もあまり多くなく、連結、単独、中核子会社の 3 つの貸借対照表で、「繰延資産合計額」が開示されれば十分と考えられる。なお、「開発費」は今後、IFRS で資産計上される可能性があるため、3 つの貸借対照表の全てで

の開示は不可欠という意見があった。

(4) 流動負債

【支払手形】【買掛金】（表 4 参照）

運転資金の把握に必須の項目であり、キャッシュフロー分析には欠かせないため、開示されないと売上債権との関係をチェックできなくなる。連結と中核子会社の比較・要因分析に使うには、連結、個別、中核子会社の 3 つの貸借対照表の全てで開示の必要度が高いと考えられる。なお、手形の流通量の減少が明確に確認できれば、「支払手形」と「買掛金」を合わせた「買入債務」1 本の開示でも良いという声があった。

表 4 貸借対照表・開示項目の必要度 (4)

I 流動負債	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
支払手形	5	3	3
買掛金	5	3	3
短期借入金	5	4	4
リース債務	4	3	3
未払金	3	3	3
未払費用	3	3	3
未払法人税等	4	3	3
繰延税金負債	5	4	4
前受金	3	3	3
預り金	3	3	3
前受収益	3	3	3
引当金	4	3	3
修繕引当金	3	1	1
その他 (引当金)	3	1	1
株主、役員又は従業員からの短期借入金	2	2	2
従業員預り金	3	2	3

注 1：数字が大きいほど必要度が高い。

注 2：網掛けは個別財務諸表に固有の開示項目。

連結財務諸表では集約されているものを含む。

注 3：斜字体は「財務諸表等規則」で具体的に項目名を示していないもの。

【短期借入金】【リース債務】（表 4、次ページ表 5 参照）

財務分析の基本項目であり、信用リスクを見る上で単体の「短期借入金」金額の把握は極めて重要である。

【未払金】【前払費用】（表 4 参照）

この両項目から、キャッシュフローの状況と所属する業界の事業慣習が推察できる。「未払金」と「未払費用」は背景にある契約の内容が大きく異なるため、両者を一括した項目

で開示するとミスリードの危険性がある。連結、中核子会社でも、個別貸借対照表と同じ項目を開示する必要度は高いと考えられる。

また、決算期末の曜日などによって金額が大きく変動する場合があります、開示されなくなるとイレギュラーな決算の修正が困難になるであろう。

【繰延税金負債】（7 ページ表 4、表 5 参照）

繰越欠損金を含む繰延税金に関連した純損益の内容や、資本構成の分析には、連結納税制度の採用如何を問わず、個別企業の情報が重要な場合が少なくない。個別の貸借対照表で開示がなくなると、主要グループ企業のリスク分析に支障が出ることも考えられる。

【引当金】【修繕引当金】（7 ページ表 4 参照）

「引当金」は貸借対照表の健全性についてのチェック項目に使われている。「修繕引当金」は一見、企業分析での利用度が低く見えるが、修繕費負担の重い企業で引当られている例があり、その様な企業では開示の必要度が高い。

【株主、役員又は従業員からの短期借入金】【従業員預り金】（7 ページ表 4 参照）

両項目とも企業分析での利用度は低い、株主、役員、従業員と会社との間に不適切な取引がないかのチェック項目である。両項目の開示を止めた場合に、決算操作が可能になることを懸念する声があった。

表 5 貸借対照表・開示項目の必要度 (5)

Ⅱ 固定負債	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
社債	5	3	3
長期借入金	5	3	3
関係会社長期借入金	2	4	3
株主、役員又は従業員からの長期借入金	2	2	2
リース債務	4	3	2
長期末払金	4	3	3
繰延税金負債	4	3	3
引当金	5	4	4
退職給与引当金	5	3	4
その他（引当金）	4	3	3
負ののれん	4	3	4

注 1：数字が大きいかほど必要度が高い。

注 2：網掛けは個別財務諸表に固有の開示項目。

連結財務諸表では集約されているものを含む。

注 3：斜字体は「財務諸表等規則」で具体的に項目名を示していないもの。

(5) 固定負債

【社債】【長期借入金】【関係会社長期借入金】（表 5 参照）

財務分析の基本項目であり、信用リスクを見る上で個別の「社債」と「長期借入金」の金額の把握は極めて重要で、連結と同程度に個別貸借対照表での開示の必要度が高いと考えら

れる。「関係会社長期借入金」はグループ内の資源配分を見るのにも有効であり、個別貸借対照表での開示が無くなると、子会社との関係が把握できなくなると考えられる。

【株主、役員又は従業員からの長期借入金】（8 ページ表 5 参照）

企業分析での利用度は低いが、株主、役員、従業員と会社の間には不適切な取引がないかのチェック項目である。開示を止めた場合に、決算操作が可能になることを懸念する声があった。

【長期未払金】（8 ページ表 5 参照）

キャッシュフロー予測には不可欠な項目であり、鉄道会社の「鉄道施設購入長期未払金」などは一種の有利子負債と捉えられている。この様な長期未払金が個別貸借対照表で独立して開示されなくなると、投資その他の資産で「その他」に計上される金額が膨大になるであろう。

表 6 貸借対照表・開示項目の必要度 (6)

(純資産の部)	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
I 株主資本			
1 資本金	5	5	3
2 資本剰余金			
(1) 資本準備金	3	4	2
(2) その他資本剰余金	3	4	2
資本剰余金合計	5	5	3
3 利益剰余金			
(1) 利益準備金	4	5	3
(2) その他利益剰余金			
××積立金	3	4	2
繰延利益剰余金	3	4	2
利益剰余金合計	4	5	3
4 自己株式	5	5	3
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金	5	3	2
2 繰延ヘッジ損益	5	3	2
3 土地再評価差額金	5	3	2
その他 (評価・換算差額)	4	2	2
III 新株予約権	5	3	2

注 1：数字が大きいほど必要度が高い。

注 2：網掛けは個別財務諸表に固有の開示項目。

連結財務諸表では集約されているものを含む。

注 3：斜字体は「財務諸表等規則」で具体的に項目名を示していないもの。

【引当金】【退職給与引当金】（8 ページ表 5 参照）

「引当金」は貸借対照表の健全性についてのチェック項目に使われている。

【負ののれん】（8 ページ表 5 参照）

一括計上前の「負ののれん」は、「のれん」の分析に必要不可欠な項目と考えられる。

（6）純資産の部

【株主資本】（9 ページ表 6 参照）

「資本金」「資本剰余金合計」「利益剰余金合計」「自己株式」は財務分析の基本項目であり、資本の健全性を見る上では不可欠と考えられ、個別、連結ともに貸借対照表で開示する必要度は高い。

「利益準備金」など「利益剰余金」の内訳項目は、配当原資の確認において重要な場合がある。特定目的の「積立金」も、各項目の開示そのものに重要な意味があると考えられる。そのため、個別の貸借対照表での「利益剰余金」の内訳開示は必要度が高いであろう。

【評価換算差額等】（9 ページ表 6 参照）

「評価換算差額等」の内訳項目は連結ベースでの利用が多いと見られるが、資本に大きな影響を与える項目であり、個別貸借対照表でも開示を続けるべきであろう。

（7）貸借対照表関連の注記事項

【関係会社に対する資産】

【関係会社に対する負債】

グループ企業内での資源配分、リスクなどグループ経営の実態を見る上で不可欠な項目であり、個別財務諸表での開示の必要度は高いと考えられる。

【事業用土地の再評価】

【担保資産】【手形割引高】

この 3 項目は連結に比べて個別財務諸表での開示の必要度が相対的に低く見えるが、信用リスク分析上の重要度が高いため、個別財務諸表で開示の継続が強く求められる。

表 7 貸借対照表・関連する注記事項の必要度

	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
関係会社に対する資産	3	4	3
関係会社に対する負債	3	4	3
事業用土地の再評価	4	3	2
担保に供している資産	4	3	2
偶発債務	5	4	3
手形割引高及び裏書譲渡高	4	2	1
配当制限	4	4	3
1 株あたり純資産額	4	3	2

注：数字が大きいほど必要度が高い。

【偶発債務】（表 7 参照）

信用リスクを見る上で非常に重要な情報であり、関連する全ての財務諸表で開示されるべき項目と考えられる。

【配当制限】（表 7 参照）

投資家の基本的な権利に関する重要な項目であり、開示は不可欠と考えられる。

3. 損益計算書

【売上高】【売上総利益】【営業利益】【経常利益】（表 8 参照）

4 項目とも損益分析に必要な基本項目であり、連結、個別だけでなく、主要な事業をグループの中核子会社が担う場合、中核子会社の損益計算書での開示は必須と考えられる。これは、証券アナリストが連結業績を予想する際に、主要事業の収益構造の把握を出発点としているためである。

表 8 損益計算書・開示項目の必要度（1）

	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
I 売上高	5	4	4
II 売上原価			
1 商品（又は製品）期首たな卸高	4	3	4
2 当期商品仕入高 （又は当期製品製造原価）	4	3	4
合計	3	3	4
3 商品（又は製品）期末たな卸高	4	3	4
売上総利益（又は売上総損失）	5	3	4
III 販売費及び一般管理費	5	4	4
内訳項目（注記の場合あり）	4	3	4
営業利益（又は営業損失）	4	3	4
IV 営業外収益			
受取利息	5	3	4
有価証券利息	5	3	4
受取配当金	5	3	4
仕入割引	4	3	3
投資不動産賃貸料	2	1	1
V 営業外費用			
支払利息	5	4	4
社債利息	5	4	4
社債発行費償却	4	3	2
売上割引	4	3	3
経常利益（又は経常損失）	5	3	3

注 1：数字が大きいほど必要度が高い。

注 2：網掛けは個別財務諸表に固有の開示項目。

連結財務諸表では集約されているものを含む。

注 3：斜字体は「財務諸表等規則」で具体的に項目名を示していないもの。

【売上原価】（表 8、次ページ表 9 参照）

在庫と「売上原価」の関係を明確に示す「期首棚卸高」～「期末棚卸高」の項目は、在

庫の増減による利益への影響を把握するのに不可欠である。これらの項目が開示されないと、支払債務の回転率が計算できない。従って、連結損益計算書での開示もさることながら、主要な事業を担う親会社や中核子会社の損益計算書での開示が重要との意見があった。

また、損益計算書に関連する注記事項のうち、「関係会社に対する売上高」「関係会社からの仕入高」は、親会社と子会社間の取引状況の把握に重要な項目である。連結よりも個別財務諸表での開示を望む声強い。

「関係会社との上記以外の取引高」を含めて、関係会社との取引は決算操作に使われる場合が多く、連結主体を理由に個別財務諸表での開示を中止すべきではないと考えられる。

表 9 損益計算書・関連する注記事項の必要度

	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
関係会社に対する売上高	3	4	3
関係会社からの仕入れ高	3	4	3
関係会社からの受取配当金	3	4	3
関係会社との上記以外の取引高	2	4	3
販売費・一般管理費の内訳	5	3	4
研究開発費の総額	5	2	3
減損損失	4	3	3
税効果会計	5	4	3
1 株当たり当期純利益	3	2	2

注：数字が大きいほど必要度が高い。

【販売及び一般管理費】(11 ページ表 8、表 9 参照)

我が国の証券アナリストは伝統的なアプローチとして、限界利益分析を基に業績を予想している。限界利益の計算では、「販売及び一般管理費」の内訳開示が詳細なほど、固定費と変動費の推計が容易になるため、連結、個別、中核子会社の 3 つの損益計算書は全て、本表か注記で内訳項目を開示すべきであろう。証券アナリストが最も知りたいのは連結ベースの「販売及び一般管理費」の内訳であるが、詳細な限界利益分析のためには、個別財務諸表や中核子会社の財務諸表でも開示が必要である。

損益計算書に関連する注記事項の中では、連結の「販売費・一般管理費の内訳」と「研究開発費の総額」の必要度が最も高いと考えられる。「研究開発費の総額」は収益構造を把握するのに必要なため、中核子会社の財務諸表での開示を強く求める声があった。

【営業外収益】(11 ページ表 8、表 9 参照)

「受取利息」「有価証券利息」「受取配当金」は営業外収益の基本的な項目であり、金融収支の分析、インタレストカバレッジレシオの計算などに必須である。また、信用リスク分析では、子会社からの「受取利息」で持株会社の「支払利息」をカバーできているか、子会社からの「配当金」で持株会社の配当原資を確保できているかを確認している。このため、個別、連結はもちろん、中核子会社の損益計算書でも開示を求める声強い。

「仕入割引」も「売上原価」の修正に用いる重要情報であり、3 つの損益計算書で開示が望まれる半面、「投資不動産賃貸料」の利用度は低いと思われる。

関連する注記事項の「関係会社からの受取配当金」は、グループ内の資金の流れを分析

するのに有用な情報である。親会社の配当原資の創出状況を把握するのに役立つため、個別財務諸表での開示の継続が望まれる。

【営業外費用】（11 ページ表 8、12 ページ表 9 参照）

「支払利息」「社債利息」「社債発行費償却」は営業外収益の基本的な項目であり、金融収支の分析、インタレストカバレッジレシオの計算などに必須である。また、信用リスク分析では、子会社からの「受取利息」で持株会社の「支払利息」をカバーできているかを確認している。このため、個別、連結の損益計算書はもちろん、中核子会社の損益計算書でも開示を求める声が強い。

「売上割引」も「売上高」の修正に用いる重要情報であり、3 つの損益計算書で開示が望まれる。

表 10 損益計算書・開示項目の必要度（2）

	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
Ⅵ 特別利益			
前期損益修正益	5	4	3
固定資産売却益	5	4	4
投資有価証券売却益	5	4	4
投資有価証券評価益	5	4	4
関係会社株式売却益	5	4	4
関係会社株式評価益	5	4	4
Ⅶ 特別損失			
前期損益修正損	5	4	4
固定資産売却損	5	4	4
減損損失	5	4	4
災害による損失	5	4	4
投資有価証券売却損	4	4	4
投資有価証券評価損	4	4	4
関係会社株式売却損	4	4	4
関係会社株式評価損	4	4	4
税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）	5	4	4
法人税、住民税、及び事業税	5	4	4
法人税等調整額	5	4	4
当期純利益（又は当期純損失）	5	4	4

注 1：数字が大きいほど必要度が高い。

注 2：網掛けは個別財務諸表に固有の開示項目。

連結財務諸表では集約されているものを含む。

注 3：斜字体は「財務諸表等規則」で具体的に項目名を示していないもの。

【特別利益】【特別損失】(13 ページ表 10 参照)

「前期損益修正益」と「前期損益修正損」は、当期の利益額を修正するのに必須の項目であり、連結だけでなく 3 つの損益計算書の全てで開示が望まれる。「固定資産売却益」と「固定資産売却損」も、投資効率の分析には不可欠な項目であり、連結だけでなく 3 つの損益計算書の全てで開示が望まれる。

「減損損失」と「災害による損失」は、キャッシュフローと資本に大きな影響を与える項目であり、連結だけでなく 3 つの損益計算書の全てで開示すべきであろう。特に減損に関しては、個別決算と連結決算で取り扱いが異なる例もあり、注記項目の「減損損失」も個別財務諸表の開示を継続すべきである。

【投資有価証券・子会社株式の売却損益・評価損益】(12 ページ表 9、13 ページ表 10 参照)

「特別損益」に開示されている「投資有価証券」「子会社株式」の「売買損益」「評価損益」は、利益操作の有無や取引先などとの関係の変化を把握するのに非常に重要な項目である。従って、個別だけでなく 3 つの損益計算書の全てで開示すべきであろう。

【税引前当期純利益】【当期純利益】(12 ページ表 9、13 ページ表 10 参照)

いずれも損益分析に必要な基本項目であり、連結、個別だけでなく、中核子会社でも開示が望まれる。主要な事業をグループの中核子会社が担う場合、中核子会社の損益計算書での開示は必須と考えられる。これは、証券アナリストが連結業績を予想する際に、主要事業の収益構造の把握を出発点としているためである。

なお、注記事項の「1 株当たり当期純利益」に関しては、連結ベースでの利用が中心であり、個別や中核子会社の財務諸表での開示は不要ではという意見もあった。

【法人税、住民税、及び事業税】

【法人税等調整額】

税金の状況は「当期純利益」に大きな影響を与える項目であり、連結だけでなく 3 つの損益計算書の全てで開示すべきであろう。単独決算と連結決算で必ずしも同じではないため、注記事項の「税効果会計」も 3 つの財務諸表に必要不可欠と考えられる。

表 11 製造原価明細書の開示項目

	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
I 当期材料費	5	3	4
II 当期労務費	5	3	4
III 当期経費	5	3	4
当期製造費用	5	3	4
期首仕掛品棚卸高	5	3	4
合 計	5	3	4
期末仕掛品棚卸高	5	3	4
他勘定振替高	5	3	4
当期製品製造原価	5	3	4
注記：経費の主な内訳			

4. 製造原価明細書

【現状の開示項目は全て必要】

注：数字が大きいほど必要度が高い。

我々は、注記を含めて、現状の開示項目が全て必要と考えている。理由として、

- ① 開示されないと限界利益の計算が不可能になる項目であり、企業の収益力分析に不可欠、
- ② 収益構造の把握、損益分岐点分析、付加価値分析に不可欠

などが挙げられる。

損益分岐点などの分析に必要な固定費、変動費の推計には、「当期材料費」「当期労務費」「当期経費」と注記の「経費の主な内訳」で開示されている減価償却費の金額が不可欠である。さらに、「当期製造費用」～「当期製品製造原価」の金額が解らないと、損益計算書と関連付けた分析は不可能である。

【開示がないと困る事例】

固定費、変動費の分解・推計に必要な項目が開示されないと、売上高の変化に伴う利益変動の影響を限界利益分析から考察できなくなる。我が国の証券アナリストは伝統的なアプローチとして、限界利益分析を基に製造業の業績を予想している。財務諸表の開示が連結主体になり、連結ベースで製造原価の明細を把握できなくなったことが、業績予想の精度が落ちた大きな原因とさえ言われている。

【本来必要な財務諸表】(14 ページ表 11 参照)

我々の理想は、連結ベースで主要な事業ごとに製造原価の明細を把握できることである。しかし、現状は連結ベースでも主要な事業ごとにも把握できないため、次善の策として個別の製造原価明細書を利用して、連結ベースの限界利益を推定している。主要な事業を親会社が担う場合には個別の製造原価明細書、グループの中核子会社が担う場合には中核子会社の製造原価明細書の開示は必須であろう。

5. その他の本表、附属明細表

【株主資本変動計算書】【キャッシュ・フロー計算書】(表 12 参照)

両計算書について、連結財務諸表には必須とした上で、中核子会社の開示を求める声強い。株主資本の増減やキャッシュフローの状況を把握するには、純粋持株会社ではなく、主要事業を担う会社のデータが必要なためである。

【自己株式の種類及び株式数】

当項目は【株主資本変動計算書】に関連しており、資本変動に大きな影響を与えるため、個別財務諸表で開示の継続を求める声強い。

【有価証券明細表】(表 12 参照)

株式持ち合いの状況と資本変動に与える影響を見る上で、連結の【有価証券明細表】は不可欠と考えられる。また、株式保有のリスク・リターンや取引関係の把握や、信用リス

表 12 附属明細表の必要度

	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
【株主資本変動計算書】	5	3	3
【キャッシュ・フロー計算書】	5	3	4
自己株式の種類及び株式数	3	3	3
【有価証券明細表】	4	3	2
【有形固定資産等明細表】	3	2	2
【社債明細表】	3	4	3
【自己株式の種類及び株式数】	3	5	3
【借入金等明細表】	3	3	3
【引当金明細表】	3	3	3

注：数字が大きいほど必要度が高い。

ク分析において保有資産の換金可能性の把握にも役立つため、個別財務諸表での開示の継続を求める声がある。

【有形固定資産等明細表】（15 ページ表 12 参照）

連結財務諸表での開示は必須と考えられる。ただし、純粋持株会社などでは、個別か中核子会社の財務諸表での開示も必要である。

【社債明細表】（15 ページ表 12 参照）

金融負債の状況は財務分析の基本項目であり、【社債明細表】は資金調達状況や信用リスクの把握には不可欠である。そのため、個別財務諸表での開示の義務付けや、金融子会社の状況が解る様に中核子会社の財務諸表での開示を求める声が強い。

【借入金等明細表】（15 ページ表 12 参照）

借入金の明細は、資金調達状況の把握に必要な財務分析の基本項目である。特に日本企業では銀行との関係は重要度が高く、信用リスクを評価する際に【借入金等明細表】を活用している。個別財務諸表での開示がないと、親会社とメインバンクの関係の変化を把握し難くなるため、開示の義務付けを求める声が非常に強い。なお、格付会社では、財務面でのリスクを見るにあたって、メインバンクを中心とした金融機関との関係を重視している。最近、米系の格付会社でも、個別企業と銀行の関係を定量評価のクライテリアとして適用していることが明らかにされた。

【引当金明細表】（15 ページ表 12 参照）

「貸倒引当金」などの評価性引当金は見合いの資産の換金可能性を表すため、信用リスク分析で重視されている。負債性引当金については、確定債務ではないため信用リスク分析上の重要度は落ちるものの、将来のキャッシュアウトを予見させる意味で、内訳の開示は望ましい。

なお、現在は開示されていないが、次の 2 つの明細表の復活を求める意見もあった。

【関係会社有価証券明細表】

グループ会社に対する有価証券投資の期首残高、期中の増減資の状況、債務超過の状況などの項目から、グループ企業に対する経営資源の配分が一目で解り、信用リスクの事前把握に有用であった。

【関係会社貸付金明細表】

グループ内の資金支援の状況が解り、【関係会社有価証券明細表】と合わせるとグループ企業内の資本・資金のガバナンス状況が把握できた。グループ企業の分析や投資判断に不可欠な情報が把握できた。

6. 全般的な注記事項

【重要な会計方針】

グループの会計方針が同じであれば、連結財務諸表の記載だけで十分と考えられる。

【継続企業の前提】

連結財務諸表には必須の注記事項である。通常の企業分析での利用度は低いと見られるが、必ずしもグループ全体、親会社、中核子会社が同じ状態とは

考え難いため、連結、個別、中核子会社の 3 つの財務諸表の全てで開示が必要であろう。

【リース取引】（表 13 参照）

連結財務諸表には必須であるが、個別財務諸表や中核会社の財務諸表では省略が可能と考える利用者も多い。しかし、信用リスク分析ではオペレーティング・リースをオンバランスして評価する場合があるため、個別財務諸表での開示を継続すべきであろう。

【有価証券（子会社・関連会社株式）】（表 13 参照）

損益計算書で投資有価証券・関連会社株式の売却損益・評価損益が開示されても、子会社、関連会社株式の保有状況が解らなければ、グループ会社への投資の状況を把握できない。個別財務諸表での開示を継続すべき項目と考えられる。

【企業結合関係】（表 13 参照）

企業によって内容が異なり、経理の状況の注記で述べている場合もあるが、再編のあった企業を分析する場合には、その状況が整理できる有用な情報である。個別財務諸表での開示を継続すべき項目と考えられる。

【資産除去債務】（表 13 参照）

連結の財務諸表には必須であるが、個別や中核会社の財務諸表では省略が可能と考えられる。

【重要な後発事象】（表 13 参照）

非常に重要なリスク情報であり、3 つの財務諸表の全てで必須の項目と考えられる。開示の義務付けを継続すべきである。

【追加情報】（表 13 参照）

会社の判断で開示する項目ではあるが、非常に重要なリスク情報が開示される場合もあり、3 つの財務諸表の全てで必須の項目と考えられる。

表 13 注記事項の必要度

	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
重要な会計方針	5	3	2
継続企業の前提	4	3	2
リース取引	5	2	2
有価証券（子会社・関連会社株式）	4	4	3
企業結合関係	5	4	3
資産除去債務	4	2	1
重要な後発事象	5	4	3
追加情報	5	4	3

注：数字が大きいほど必要度が高い。

7. 主な資産・負債の明細（監査対象外）

【現金及び預金】（表 14 参照）

キャッシュフロー分析のために、連結財務諸表では必須の項目と考えられる。ただし、信用リスク不安のある企業に関しては、個別、中核子会社の財務諸表でも表示されている方が望ましい。

表 14 主な資産・負債の明細の必要度

	本来必要な財務諸表		
	連結	個別	中核会社
現金及び預金	4	3	3
受取手形及び売掛金(相手先)	4	3	4
受取手形(期日別)	3	2	2
売掛金（滞留状況）	3	3	3
棚卸資産	3	1	2
支払手形及び買掛金（相手先）	4	3	4
支払手形（期日別）	3	2	2
その他、100 分の 5 超（附属明細表ないもの）	1	0	0

注：数字が大きいほど必要度が高い。

【受取手形及び売掛金（相手先）】【受取手形（期日別）】【売掛金（滞留状況）】（表 14 参照）

受取手形の明細に関しては、期日別よりも相手先の方が重視されている。大口顧客の把握に有用な情報であり、大手顧客別の売上高の推定などに利用されている。この情報が開示されないと、卸売業などでは貸倒れリスクの把握が困難になる。過去に取引先間で売上債権と買入債務が不一致になり、翌期以降の決算に大きな影響を及ぼした例もあり、開示を中止するとその様な事例を見落とすリスクが高まるであろう。連結、個別、中核子会社の 3 つの財務諸表の全てで開示されるのが望ましく、特に中核子会社での開示を求める声強い。

【棚卸資産】（表 14 参照）

企業内容等開示ガイドラインで個別業種の記載内容が定められている様に、棚卸資産の主な内訳を把握できる重要な開示である。中核子会社の資産内容を精査するため、中核子会社の財務諸表で開示を求める声がある。

【支払手形及び買掛金（相手先）】【支払手形（期日別）】（表 14 参照）

支払手形の明細に関しては、期日別よりも相手先の方が重視されている。大口仕入先の把握に有用であり、主たる調達先の推定などに利用されている。例えばアパレル企業の分析において、どの商社が主力取引先であるかは重要な情報である。

【その他、100 分の 5 超（附属明細表ないもの）】（表 14 参照）

企業分析における利用度は低いと見られ、開示の省略も考えられる。

以上